

不当判決弾劾！

加藤誠二さんの

完全無罪・早期職場復帰を勝ち取るぞ！

4月21日、名古屋地方裁判所（近藤宏子裁判長）は加藤誠二さんに、懲役6ヶ月、執行猶予2年の不当判決を言い渡しました。これは、警察・検察の主張のみを一方的に採用し、あらかじめ有罪ありきの判決で、決して認められるものではありません。

JR東海労新幹線地本、東京車両所分会と東京第一・第二運輸所分会・東京地区分会は、品川駅港南口、鍛冶橋交差点付近で、怒りの街宣ビラ配布行動を展開しました。



品川駅港南口



鍛冶橋交差点